

宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、東日本大震災による被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することができるよう、文化芸術を活用した被災者支援事業に要する経費について、その実施主体に対し、予算の範囲内において、宮城県文化芸術の力による心の復興支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「支援団体等」とは、本助成金の趣旨に合致する活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合その他の民間非営利組織、独立行政法人、学校、企業、ボランティア団体及び地縁組織等の任意団体をいう。

2 この要綱において「協議体」とは、前項の支援団体等及び地方公共団体をその構成員に含む組織をいう。

3 この要綱において「芸術家等の個人」とは、本助成金の趣旨に合致する活動を行う個人をいう。

(助成対象者)

第3 助成金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる条件を満たす支援団体等

イ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと。

ロ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。

ハ 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

ニ 団体の組織及び活動に関する情報開示がなされていること、又は事業の取組期間中に適正な情報開示がなされる予定であること。

ホ 継続的に活動を行う団体であること。

ヘ 定款、規約若しくはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書並びに予算及び決算書が整備されていること、又は事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

ト 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

チ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

リ 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第9条第1項第4号の規定による参加資格の登録の取消しを受け、同条第3項に規定する期間を経過していない団体等ではないこと。

(2) 次に掲げる条件を満たす協議体

イ 構成員である支援団体等が(1)に掲げる条件を満たしていること。

ロ 代表者が定められていること。

ハ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他

の規程が定められていること。

(イ) 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

(ロ) 協議体の意思決定方法

(ハ) 協議体を解散した場合の地位の承継者

(ニ) 協議体の事務処理及び会計処理の方法

(ホ) その他協議体の運営に関して必要な事項

ニ 活動を行うための一連の手続について、複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(3) 次に掲げる条件を満たす芸術家等の個人

イ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと。

ロ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。

ハ 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

ニ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。

ホ 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為など助成金を交付するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと。

（助成対象事業）

第4 助成金の対象事業は以下のとおりとし、別表1に掲げる条件を満たす事業とする。

(1) タイプ1

支援団体等及び協議体が行う、ものづくり体験や、体を動かすミニコンサートなど、文化芸術を活用した継続性のあるワークショップ型事業

(2) タイプ2

支援団体等及び協議体が行う、活動成果の発表の場を伴うなど、文化芸術を活用した継続性のあるイベント型事業又はプロジェクト推進型事業で、参加者見込実人数の総数が概ね100人以上となる事業

(3) タイプ3

支援団体等及び協議体が行う、演劇、コンサート、落語、朗読などの鑑賞型事業又は文化芸術を活用した一過性のワークショップ型事業

(4) タイプ4

芸術家等の個人が行う、文化芸術を活用した被災者支援事業

（助成対象経費及び助成額）

第5 助成金の対象経費は助成対象事業に直接係る経費のうち別表2に定める経費について助成するものとし、その額は同表に定める上限以内で事業の合計実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と知事が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。なお、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成対象期間）

第6 助成金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を受けた日又は交付の決定のあった日の属する年度末のいずれか早い日までとする。ただし、知事が必

要と認める場合は、規則第4条に定める交付決定前についても対象期間とすることができる。

(交付申請)

- 第7 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第1号(タイプ1, 2申請用), 様式第1号の2(タイプ3申請用)又は様式第1号の3(タイプ4申請用)によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、別表3のとおりとする。

(交付の条件)

- 第8 助成対象事業を行う者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象事業の内容を変更する場合には、助成事業変更申請書(様式第6号)により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。
- (1) 助成金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更
- (2) 助成対象事業の内容の重大な変更
- 2 助成対象事業の全部を中止し、又は廃止する場合には、助成事業中止(廃止)申請書(様式第7号)により、知事の承認を受けること。
- 3 助成対象事業が予定の期限内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、助成事業遂行状況報告書(様式第8号)により、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(状況報告)

- 第9 知事は、必要があると認める場合は、助成事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

(実績報告)

- 第10 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、様式第9号によるものとする。
- 2 前項の事業実績報告書は、事業完了日(事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は助成金交付年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 実績調書(様式第10号)
- (2) 事業成果報告書(様式第11号)
- (3) 収支決算書(様式第12号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付方法)

- 第11 助成金は、規則第13条に規定する助成金の額の確定後に交付するものとする。ただし、

知事が助成対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払いにより交付できるものとし、その請求書の様式は様式第13号によるものとする。

- 2 概算払の請求は、別表4に掲げる請求時期において、同表に掲げる請求上限額以内で行うものとする。
- 3 助成金の額の確定に伴う請求書の様式は様式第14号によるものとする。
- 4 助成金の交付に当たり、その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を交付するものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う助成金の返還)

- 第12 助成事業者は、助成対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第15号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分及び管理)

- 第13 助成事業者は、助成対象事業が完了した後においても、当該助成対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
 - 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めによる耐用年数に相当する期間とする。
 - 4 助成事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、前項の承認をした場合において、当該取得財産が、第3項に定める期間を経過している場合を除き、取得財産を処分することにより収入があると認めたときには、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
 - 6 助成事業者は、助成対象事業により第2項に該当する取得財産があった場合には、様式第16号により知事に報告しなければならない。

(助成金の収益納付)

- 第14 助成事業者は、助成対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、様式第17号により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めた時は、交付した助成金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

(関係書類の保管等)

- 第15 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

- 2 助成事業者は、第12条第3項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る関係書類を整備し、保管しなければならない。
- 3 助成事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して知事に協議しなければならない。

(助成金の返納)

第16 知事は、助成事業者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した助成金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(書類の提出部数)

第17 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月22日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金にかかる予算が成立した場合に、当該助成金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行し、平成28年度予算に係る助成金に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度予算に係る助成金に適用する。

別表1（第4関係）

事業区分	事業区分別条件	共通条件
タイプ1, 2	<p>(1) 被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。</p> <p>(2) 原則、被災者が継続的に参加できるものであることを基本とし、一過性の取組でないこと。ただし、被災地域内の各地域で多くの取組を行うものについては、必ずしも一か所当たり複数回の実施を要するものではないこと。</p>	<p>(1) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。</p> <p>(2) 被災者のニーズに対応した取組であること。</p> <p>(3) 国及び宮城県以外の地方公共団体が行う被災者支援総合事業（「心の復興」事業）の補助を受けていない事業であること。</p> <p>(4) 事業の主たる内容を一括して外部に委託する事業でないこと。</p>
タイプ3, 4	被災者の心の癒しや参加者同士の交流につながるなど、心の復興への効果が期待される取組であること。	

別表2（第5関係）

事業区分	事業実施主体	助成額	対象経費	助成率
タイプ1	特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合その他の民間非営利組織、独立行政法人、学校、企業、ボランティア団体、地縁組織等の任意団体	<p>上限150千円</p> <p>ただし、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の上限額に知事が認めた額を加算する。加算額は150千円を上限とする。</p>	<p>事業の実施に直接必要となる次の経費とする。</p> <p>報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費のうち、知事が必要と認める経費。</p>	10/10
タイプ2		<p>上限2,000千円</p> <p>ただし、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の上限額に知事が認めた額を加算する。加算額は1,500千円を上限とする。</p>		
タイプ3		<p>上限200千円</p>		
タイプ4		<p>上限150千円</p>		

別表3（第7関係）

事業区分	添付書類
タイプ1, 2	(1) 所要額明細書（様式第2号） (2) 事業計画書（様式第3号） (3) 収支計画書（様式第4号） (4) 支援団体等概要（様式第5号） (5) 支援団体等の主たる事務所の所在地が本県以外の場合において、主たる事務所の所在する都道府県若しくは市区町村、又は主たる活動地域の所在する市区町村からの推薦書（※タイプ2のみ） (6) その他知事が必要と認める書類
タイプ3	(1) 所要額明細書（様式第2号） (2) 事業計画書（様式第3号の2） (3) 収支計画書（様式第4号） (4) 支援団体等概要（様式第5号） (5) その他知事が必要と認める書類
タイプ4	(1) 所要額明細書（様式第2号） (2) 事業計画書（様式第3号の2） (3) 収支計画書（様式第4号） (4) 履歴書（様式第5号の2） (5) 本人確認書類 (6) その他知事が必要と認める書類

別表4（第11関係）

請求時期（1回のみ概算払の請求が可能）	請求上限額
交付決定の後から事業計画の終期の一月前までの期間	助成金交付決定額の7割

（注）概算払請求額に係る千円未満の端数は、切り捨てるものとする。